

○国土交通省告示第 号

昭和五十四年建設省告示第千二百四十号（建設大臣の指定する民法第三十四条の規定により設立された法人を指定する件）を廃止する告示を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

国土交通大臣 金子 一義

昭和五十四年建設省告示第千二百四十号（建設大臣の指定する民法第三十四条の規定により設立された法人を指定する件）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。